



福岡リート投資法人

2024年4月16日

各位

不動産投資信託証券発行者名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
福岡リート投資法人  
代表者名 執行役員 古池 善司  
(コード番号: 8968)

資産運用会社名  
福岡市博多区住吉1丁目2番25号  
株式会社福岡リアルティ  
代表者名 代表取締役社長 古池 善司  
問い合わせ先 財務部長 綾部 博之  
TEL. 092-272-3900

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

福岡リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり2024年5月22日に開催する本投資法人の第11回投資主総会(以下「本投資主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

#### 記

#### 1. 規約一部変更の内容及び理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)(以下「整備法」といいます。)附則第3号に規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正規定を含みます。)が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき、同日をもって、本投資法人について投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされることに基づき、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を定めるとともに、電子提供措置をとる事項のうち、内閣府令で認められたものの全部又は一部については書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載しないことができる旨を定めるため、関連する規定を新設するものです(変更案(別紙)第11条関係)。
- (2) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針等を含みます。)の適用に伴い、資産評価方法に関して所要の変更を行うものです(変更案(別紙)第34条関係)。

#### 2. 役員選任について

執行役員古池善司、監督役員川庄康夫及び田邊俊の各氏は、2024年5月28日をもって任期満了となるため、執行役員小原千尚、監督役員内田政弘及び田邊俊の各氏の選任(再任含む)についての議案を提出するものです。

また、執行役員及び監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員古池善司及び補欠監督役員三嶋良英の各氏の選任(再任含む)にかかる議案を提出いたします。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照下さい。)

#### 3. 本投資主総会に関する日程

2024年4月16日 本投資主総会提出議案の役員会承認

2024年5月1日 本投資主総会招集ご通知の発送(予定)

2024年5月22日 本投資主総会（予定）

【別紙】第11回投資主総会招集ご通知

\*本投資法人ウェブサイトのURL <https://www.fukuoka-reit.jp>

以上

投資主各位

福岡市博多区住吉一丁目2番25号  
福岡リート投資法人  
執行役員 古池善司

## 第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

**なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入のうえ、2024年5月21日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。**

また、本投資法人においては、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第93条第1項に基づき、現行規約第18条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合は、現行規約第18条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

<本投資法人現行規約抜粋>

現行規約第18条(みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。

2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合は、当該議案については適用しない。

- (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
- (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
- (3) 解散
- (4) 投資口の併合
- (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除

(6) 吸収合併契約又は新設合併契約の承認

4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第11回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.fukuoka-reit.jp/ja/ir/investor.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

- 1. 日 時** 2024年5月22日（水曜日）午前10時  
**2. 場 所** 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
          グランド・ハイアット・福岡 2階 サボイ

第11回投資主総会の会場は、前回第10回投資主総会の会場と異なりますので、ご来場の際は末尾の「第11回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようお願い申し上げます。

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎資源節約のため、ご出席にあたり本「第11回投資主総会招集ご通知」及び後記の投資主総会参考書類をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面によって議決権をご行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
  - ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://www.fukuoka-reit.jp/>) 及び東証ウェブサイトに掲載いたしますので、ご了承ください。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社福岡リアルティによる「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
-

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条但書及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号) (以下「整備法」といいます。) 附則第3号に規定する改正規定(これに関連する投資信託及び投資法人に関する法律等の改正規定を含みます。) が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき、同日をもって、本投資法人について投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされることに基づき、明確化のため本投資法人の規約においてその旨を定めるとともに、電子提供措置をとる事項のうち、内閣府令で認められたものの全部又は一部については書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載しないことができる旨を定めるため、関連する規定を新設するものです(第11条関係)。
- (2) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準、適用指針等を含みます。) の適用に伴い、資産評価方法に関して所要の変更を行うものです(第34条関係)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>(投資主総会招集の公告、通知)</p> <p>第11条 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面にて通知を発する。ただし、第9条第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(投資主総会招集の公告、通知)</p> <p>第11条 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2か月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して書面又は法令の定めるところに従い電磁的方法にて通知を発する。ただし、第9条第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25か月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</p> <p><u>2. 本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>3. 本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち内閣府令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 (1) (記載省略) (2) (記載省略) (3) 第31条第3項に定める不動産対応証券 <u>当該不動産対応証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格、これらに準じて随時、売買換金等を行うことのできる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）により評価する。市場価格がない場合には取得価額で評価することができるものとする。</u> (4) 第31条第4項第3号から第11号まで並びに同項第14号及び第15号に定める有価証券 <u>当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額により評価する。市場価格のない株式等は、取得原価により評価するものとする。</u> (5)～(7) (記載省略) 2. ～3. (記載省略)</p>	<p>(資産評価の方法、基準、基準日)</p> <p>第34条 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) 第31条第3項に定める不動産対応証券 <u>時価により評価する。ただし、市場価格のない株式等（出資金等、株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを含む。）は、取得価額により評価する。</u> (4) 第31条第4項第3号から第11号まで並びに同項第14号及び第15号に定める有価証券 <u>満期保有目的の債券に分類される場合には、取得原価により評価する。ただし、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づき算定された価額とする。その他有価証券に分類される場合には、時価により評価する。ただし、市場価格のない株式等（出資金等、株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを含む。）は、取得原価により評価する。</u> (5)～(7) (現行どおり) 2. ～3. (現行どおり)</p>

**第2号議案** 執行役員1名選任の件

執行役員古池善司は、2024年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2024年5月29日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、執行役員の任期は、規約第23条の定めにより、2024年5月29日より2年間とします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2024年4月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職、並びに 本投資法人における地位及び担当
おはら ゆき たか 小原千尚 (1973年11月20日生)	1997年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
	2004年1月 株式会社福岡リアルティ入社 投資部営業室長
	2005年4月 同社投資部シニアマネージャー
	2007年10月 同社投資部長
	2013年6月 同社企画部長
	2015年2月 福岡地所株式会社ビル事業部担当部長（出向）
	2017年6月 同社執行役員
	北九州紫川開発株式会社取締役（現職）
	2019年3月 Walkアセットマネジメント株式会社取締役（現職）
	2020年6月 福岡地所株式会社常務執行役員（現職）
	西日本不動産開発株式会社取締役（現職）
	2020年8月 FJアセットマネジメント株式会社取締役（現職）
	2021年6月 株式会社福岡リアルティ取締役（現職）
	株式会社九州リースサービス監査役（現職）
2022年2月 エフ・ジェイロジ株式会社取締役（現職）	
2022年3月 株式会社エフ・ジェイビジネスソリューションズ取締役（現職）	
2022年6月 九州カード株式会社取締役（現職）	

- ・執行役員候補者小原千尚は、2024年4月16日現在、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの利害関係人等である福岡地所株式会社の常務執行役員及び株式会社福岡リアルティの取締役の他、上記表に「（現職）」と記載する会社の役職を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 36口（2024年2月29日現在）
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者の選任が承認された場合、上記執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。



### 第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員川庄康夫及び田邊俊は、2024年5月28日をもって任期満了となります。つきましては、2024年5月29日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において、監督役員の任期は、規約第23条の定めにより、2024年5月29日より2年間とします。

監督役員候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略本歴、重、要、な、兼、職、及、び、位
1	うちだ まさひろ 内田政弘 (1955年1月21日生)	1973年8月 福岡国税局総務部総務課 入局 2002年7月 同局総務部総務課 課長補佐 2003年7月 税務大学校本校 教授 2005年7月 福岡国税局香椎税務署 筆頭副署長 2006年7月 同局総務部企画課 課長 2008年7月 同局八幡税務署 署長 2009年7月 同局徴収部管理運営課 課長 2011年7月 同局総務部総務課 課長 2012年7月 同局課税第一部 次長 2013年7月 同局長崎税務署 署長 2014年7月 同局課税第二部 部長 2015年7月 同局退職 2015年8月 内田政弘税理士事務所開設（現職）
2	たなべ たかし 田邊俊 (1961年4月15日生)	2000年10月 弁護士登録 2004年6月 株式会社福岡リアルティ コンプライアンス評価委員 2010年1月 田邊法律事務所代表弁護士（現職） 2013年10月 福岡簡易裁判所民事調停官（非常勤公務員） 2016年4月 福岡市雇用労働相談センター代表弁護士（現職） 2016年6月 新日本製薬株式会社監査役 2018年9月 株式会社ブラッツ補欠の監査等委員である取締役（現職） 2020年5月 本投資法人監督役員（現職） 2023年12月 新日本製薬株式会社監査等委員である取締役（現職）

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記各監督役員候補者のうち田邊俊は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、当該監督役員候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、上記各監督役員候補者のうち内田政弘の選任が承認された場合、当該監督役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**第4号議案** 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第2号議案における執行役員の就任日である2024年5月29日より2年間とします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、2024年4月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出するものです。

補欠執行役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 歴
こ いけ ぜん じ 古池善司 (1962年10月11日生)	1988年4月 株式会社福岡相互銀行（現 株式会社西日本シティ銀行） 入行
	1991年8月 福岡地所株式会社入社
	2009年4月 同社地域開発事業本部長
	2011年8月 同社商業事業本部チャンネルシティ博多担当部長
	2012年6月 同社社長室長兼総務部長
	2013年6月 同社執行役員社長室長
	2013年8月 株式会社チャンネルエンターテインメントワークス（現 株式会社エフ・ジェイエンターテインメントワークス）代表取締役社長
	2015年8月 福岡地所株式会社執行役員本社管理部門担当
	2017年6月 同社常務執行役員 株式会社サン・ライフ代表取締役社長 株式会社九州リースサービス監査役
	2020年10月 株式会社美化監査役
	2021年6月 株式会社福岡リアルティ代表取締役社長（現職）
	2022年5月 本投資法人執行役員（現職）

- ・補欠執行役員候補者古池善司は、2024年4月16日現在、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社福岡リアルティの代表取締役社長を兼務しております。
- ・本投資法人との特別の利害関係 当該兼職を除き該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 13口（2024年2月29日現在）
- ・補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、執行役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該執行役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合、上記補欠執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案の補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、第3号議案における監督役員の就任日である2024年5月29日より2年間とします。補欠監督役員候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略 歴
みしまよしひで 三嶋良英 (1969年4月12日生)	1994年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所
	1998年8月 アーサーアンダーセン宇野紘一税理士事務所(現 KPMG税理士法人) 入所
	1999年11月 山田&パートナーズ会計事務所(現 税理士法人山田&パートナーズ) 入所
	2000年5月 公認会計士登録
	2007年4月 公認会計士三嶋良英事務所(現 公認会計士税理士三嶋良英事務所) 開設(現職)
	2007年8月 税理士開業登録
	2009年6月 株式会社ジャルコ監査役
	2010年6月 同社取締役
	2011年10月 JALCOホールディングス株式会社取締役
	2021年6月 株式会社新出光監査役(現職)
	2023年6月 株式会社フォレストホールディングス監査役(現職)

- ・本投資法人との特別の利害関係 該当なし。
- ・本投資法人の投資口保有 該当なし。
- ・補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができます。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、監督役員としての職務の執行に関し責任を負う、又はその職務に関し損害賠償請求等を受けることによって当該監督役員が被る損害の一部又は全部を当該保険契約により填補することとしております。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合、上記補欠監督役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### <参考事項>

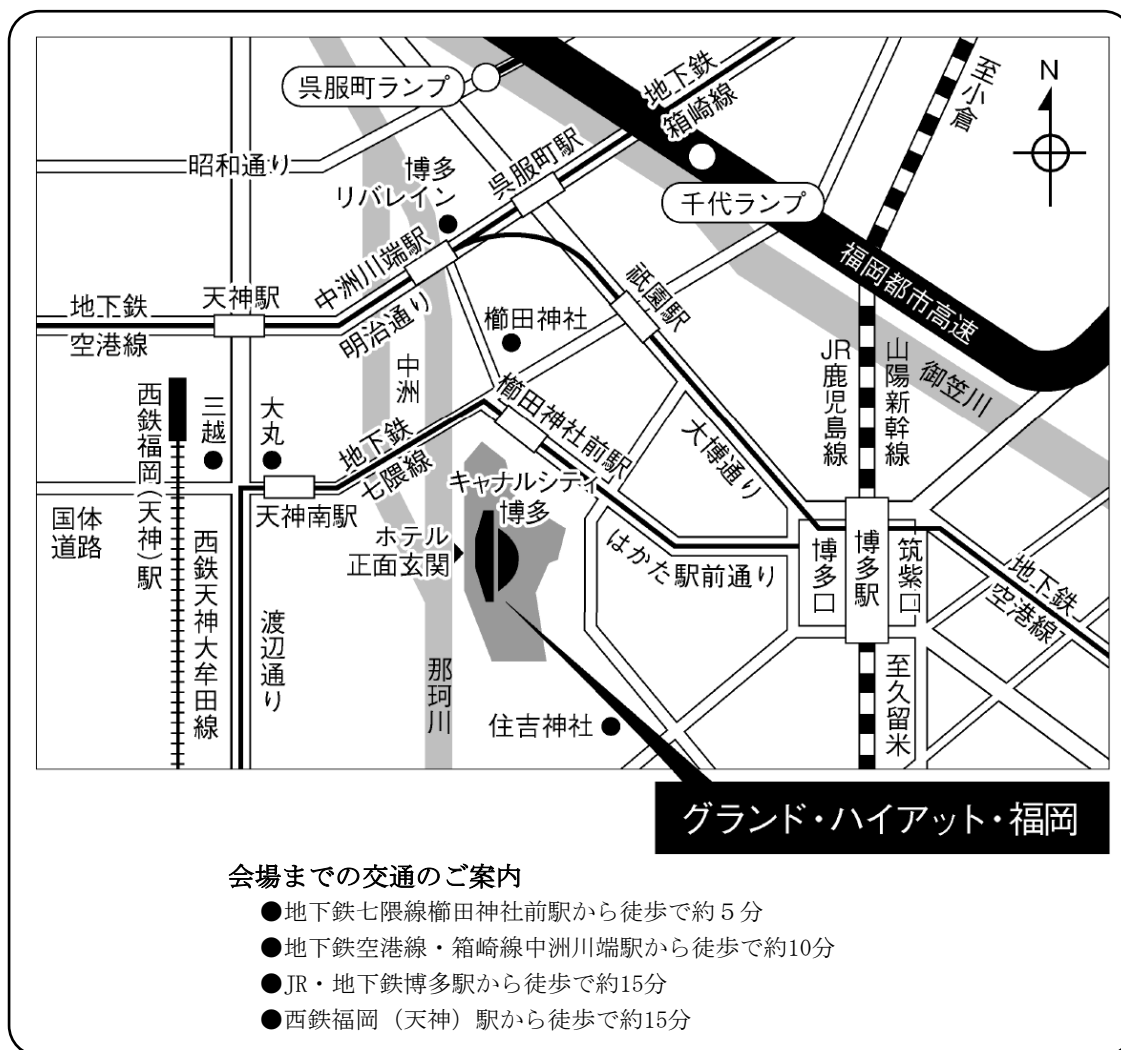
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人の現行規約第18条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、本投資法人の現行規約第18条第3項に定める議案については、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案については、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。また、本投資法人の現行規約第18条第3項が適用される第2号議案から第5号議案までの各議案につきましては、2024年4月16日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2024年4月16日から2週間以内に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されません。当該期間に同項所定の要件を満たす少数投資主から第2号議案から第5号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト(<https://www.fukuoka-reit.jp/>)に掲載いたします。

以上

## 第11回投資主総会会場ご案内図

会 場 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
 グランド・ハイアット・福岡  
 2階 サボイ  
 電 話 092-282-1234



お願い：会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

前回の投資主総会と開催場所が異なりますので、ご来場の際は、お間違えのないようお願い申し上げます。